

平成21年3月26日

ニセコ町長 佐藤 隆一 様

ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会
委員長 渡部 誠二

ニセコ町まちづくり基本条例の改正に向けた答申について

佐藤町長におかれましては、ニセコ町まちづくり基本条例の理念の下、住むことが誇りに思えるまちづくりに奔走されておりますことに対し、敬意と感謝を申し上げます。

さて、昨年7月に我々5名が検討委員会の委員を拝命し早8ヶ月が過ぎ、今月で任期満了を迎えることとなりました。

私どもはニセコ町まちづくり基本条例（以下「基本条例」と記します）がニセコ町にふさわしい条例であり続けているかとの視点で諮問を受け、今月まで7回の委員会を開催し、検討を重ねて参りました。

この間、各種会議等での意見聴取、九州大学の田中准教授との議論やまちづくり町民講座での議論を経て、私どもの答申を取りまとめいたしました。

委員会では、基本条例がまちづくりに対する町民権利の保障であり、将来に向かって継承すべき条例であるとの共通認識の基に検討を進めてまいりました。

本答申を踏まえた基本条例の改正が、住民自治を一層拡充する一助となることを願って今回の答申といたします。

〔ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会委員〕

（任期：H20.7.16～H21.3.31）

委員長	渡部 誠二
副委員長	松田 裕子
委員	斉藤 うめ子
委員	坪井 訓
委員	小野 剛良

1. 答申における基本的考え方と方向性

基本条例は、まちづくりにおける町民の権利と責務を示したものであり、今後もニセコ町のまちづくりに欠かせない条例です。

委員会ではこのことを共通認識として共有し、かつ基本条例第 57 条にあるように、条例が「ニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか」を視点に検討しました。

検討の過程では、条例内容の不履行に関することから新旧住民の融和に関することまで、幅広く議論し、答申に盛り込みました。

具体的な答申に至っていない議論も含まれますが、いずれの場合も現状認識にとどまらず、まちづくりが前向きに、かつより良い方向へ向かうよう、できるだけ具体的な方向性を示しました。

以下、具体的な提案は「◇」印で、特に条例の条文として追記等を必要とするものは「◆」印で示しました。

2. 基本条例見直しに関する具体的項目

(1) 条例とその理念の一層の共有

基本条例は、まちづくりにおける町民の権利を明文化した条例であり、まちづくりの主体である町民にとって価値のある条例です。しかしながら現状ではその価値が町民に必ずしも浸透していません。そのため、基本条例が町民に一層浸透するよう下記の通り提案いたします。

◇転入者や外国人向けに基本条例のポケット版を作成し配布するなど、町民に条例の理念を啓発する必要があります。

◇情報共有の視点から予算説明書「もっと知りたい今年の仕事」についても同様の手立てが必要です。

(2) 十分に実施できていない事項への対応

以下のように条例化されているが十分には実施されていない事項があります。

- ① 総合計画の進捗管理と公表（第 3 9 条関係）
- ② 財産管理計画の作成（第 4 4 条関係）
- ③ 財政状況の公表に当たり、決められた公表内容に加え、町長による財政状況についての見解を示す（第 4 5 条関係）
- ④ 評価制度の実施（第 4 6 条・ 4 7 条関係）
- ⑤ 計画策定や条例制定過程における情報共有、参加手続きの徹底、充実

これらの項目については、法令遵守の観点からは直ちに実施・充実することが求められます。

しかしながら、町の目標値を示す意味合いを含んだ基本条例の性格上、直ちに実施できない事項も含み、実施に向けた着実な取り組みが必要です。

◇「実施工程表」の作成による、法令遵守に向けた着実な取り組みが必要

(3) 議会関連規定の実施

本委員会において議会の規定に関しては、最も活発な議論となりました。このことは、二元代表制をとる地方自治体にとって、議会の役割が非常に重要であり、町民の議会に対する関心

の高さの表れです。

このような中で、基本条例の第1次改正においては議会関連規定が設けられました。しかしながら、上記2.(2)と同様に以下のとおり十分には実施されていない項目があります。

- ① 広く町民から意見を求めるよう努める(第18条第2項)
- ② 議会は町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する(同条第3項)
- ③ まちづくりに関する政策を議論するため政策会議を設置する(第23条第1項)
- ④ 議員は政策提言及び立法活動に努めなければならない(第24条第2項)

これらの状況を踏まえ、具体的な方策も含め実施に向けた着実な取り組みが必要です。以下は、本委員会から提案する事項です。

◆議会議務局の役割・充実についての規定を設ける

◇議会日程の細やかな公表

◇議会及び議事録のネット配信

◇議会報告会の実施

◇委員会議事録の公開(特に予算特別委員会の議事録公開)

◇行政に評価制度が必要であると同様に、議会においても評価制度を検討

◇上記等の着実な実施のため、工程表を作成する

(4) 情報共有と住民参加を進める諸制度の運用見直し

情報の共有と住民参加は民主主義の基本です。基本条例の本旨に則り、求められるか否かに関らず、住民自治の拡充のため各種諸制度の拡充と不断の見直しは不可欠なものと思われま

◆重要な計画策定時のみならず、条例制定時にもパブリック・コメント手続きが必要です。

◇町民講座については、職員のスキルアップの場としての役割や役場各課の定期的な情報提供の場など、本来の開催主旨を再確認し、開催の工夫が必要です。

◇予算編成過程への町民参加を進める手段の一つとして、まちづくり懇談会の前倒し実施の検討が必要です(予算に反映するのであれば9月ごろ実施が望ましい)。

◇町民参加の諸制度の活用方法を分かりやすく告知する工夫が必要です。

(5) 外国籍住民の参加、未成年者の参加、男女共同参画の促進

ニセコ町は転入者も多く、外部の視点を持った人材が豊富です。しかし、まちづくりの担い手としての外国人、未成年者、女性の参加はまだまだ少ない状況です。

基本条例第10条の規定を具体化するために、下記の提案をいたします。

◆審議会等の構成に際しては、「一方の性に偏らない」旨の規定を設け、本町での男女共同参画を進める。

◆未成年者の参加については、権利の規定のみならず、現在実施している制度を明記し、一層の参加拡充を図る。

◇未成年者に対し、基本条例の理念である自ら考え行動する「自治」の意識を啓発するため、基本条例を学ぶ機会を提供する。

◇外国人との情報の共有と相互理解を深めるため英語版の条例や予算書の発行を検討する。

(6) コミュニティの役割について

高齢化社会の進行によりコミュニティの役割はますます重要になっています。町を誇りに思う人々が住み続けられる地域の構築は、これからのまちづくりの重要なテーマであり、コミュニティを構成する人々の融和と相互扶助が無くては実現しません。

基本条例における直接的な見直しはありませんが、コミュニティの現状を踏まえると共に、コミュニティが一層発展するよう、今後の条例の検討が必要です。

(7) まちづくりの成果の整理（アーカイブ）

基本条例第8条の実践として、文書管理システムにおける「まちづくり成果（アーカイブ）」を整理し、共有することが重要です。

(8) 町職員の役割

現在、職員はまちづくりの専門スタッフとして規定されていますが、基本条例の理念実現のため、職員育成に一層配慮してください。

◆職員は採用時の宣誓において、特別職と同様にこの条例の理念実現についても宣誓するよう、職員のサービスの宣誓に関する条例改正等について検討ください。

(9) 交流・連携

自治体との連携を含め、様々な連携や交流は今後の自治体運営にとってますます必要になります。このような考えから、下記の通り提案します。

◇小さな世界都市を標榜するニセコ町として、海外との姉妹都市提携が検討されてもよい。

◇文化祭など町内イベントを通じた国際交流の促進に心掛ける

(10) 不利益救済機関の設置、公益通報者保護、条例原則の各種団体への拡充

現状の法改正などを踏まえ、以下の3点について提案します。

◇改正が検討されている行政不服審査法、公益通報者保護法など、現行法に関する対応が必要です。

◇民生委員、町内会長など身近な相談相手や制度の一層の活用

◇基本条例に関連して、法令遵守体制の一層の確立

(11) 町民の「学習権」の保障について

基本条例1次改正時のパブリックコメントで寄せられた標記の件については下記の通り検討しました。

・個人の学習権が必ずしもまちづくりにつながるものではなく、基本条例に盛り込むまでに議論が成熟していません。

・学習権については、教育基本条例など、分野別の条例策定がなされる際に検討されてはどうかと考えます。

以上